

地域密着型通所介護重要事項説明書

1 地域密着型通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社ライフワーク 358・営利法人
代表者名	代表取締役 野澤 美香
所在地・連絡先	(住 所) 〒250-0874 神奈川県小田原市鴨宮 549-4 (電 話) 0465-43-9859 (F A X) 0465-43-9869

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	カルム デイサービス
所在地・連絡先	(住 所) 〒250-0874 神奈川県小田原市鴨宮 549-4 (電 話) 0465-43-9859 (F A X) 0465-43-9869
介護保険事業所番号	1492300361
管理者の氏名	野澤 美香
利 用 定 員	10 名

(2) 事業所の職員体制

(地域密着型通所介護)

従業者の職種	人数	職務の内容
管理者	1 名（常勤職員）	事業所の管理
生活相談員	1 名以上	相談・生活指導等
介護職員	1 名以上	介護全般
機能訓練指導員	1 名以上	機能訓練の計画、指導

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（8：30 から 17：30） 常勤で勤務	ローテーションによる
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30 から 17：30） 常勤で勤務	ローテーションによる
介護職員	正規の勤務時間帯（8：30 から 17：30） 常勤で勤務	ローテーションによる
機能訓練指導員	非常勤勤務	

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	神奈川県小田原市
---------	----------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営業日	営業時間
日曜日～土曜日	午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 5 時 3 0 分

サービス提供日	サービス提供時間
日曜日～土曜日	午前 9 時 3 0 分 ～ 午後 4 時 4 5 分

営業しない日	年末年始（12 月 31～1 月 3 日）
--------	-----------------------

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 12:00～13:30 利用者の機能・能力に応じて職員と共同で作る家庭的な温かく美味しい食事を提供します。 食事サービスの利用は任意です
入 浴	入浴の時間は基本的には午前中とします。 個人浴槽です。 サービス提供時間内の好きな時間にご利用できます。 入浴又は清拭を行います。 入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止し、筋力維持向上に努めています。
生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションや健康体操等を実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とそのご家族からの各種ご相談に問題解決に向けて取り組みます。
送 迎	ご自宅玄関から施設内までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割又は2割又は3割が利用者の負担額となります

【料金表】令和8年6月1日改定
地域密着型通所介護 基本サービス費 (1日あたり・単位円)

要介護度	3時間以上4時間未満				4時間以上5時間未満			
	利用料	1割負担	2割負担	3割負担	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	4,347	435	870	1,305	4,556	456	912	1,367
要介護2	4,995	500	999	1,499	5,235	524	1,047	1,571
要介護3	5,643	565	1,129	1,693	5,914	592	1,183	1,775
要介護4	6,270	627	1,254	1,881	6,573	658	1,315	1,972
要介護5	6,928	693	1,386	2,079	7,262	727	1,453	2,179

要介護度	5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満			
	利用料	1割負担	2割負担	3割負担	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,865	687	1,373	2,060	7,085	709	1,417	2,126
要介護2	8,109	811	1,622	2,433	8,370	837	1,674	2,511
要介護3	9,363	937	1,873	2,809	9,666	967	1,934	2,900
要介護4	10,585	1,059	2,117	3,176	10,962	1,097	2,193	3,289
要介護5	11,850	1,185	2,370	3,555	12,247	1,225	2,450	3,675

要介護度	7時間以上8時間未満			
	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	7,868	787	1,574	2,361
要介護2	9,300	930	1,860	2,790
要介護3	10,784	1,079	2,157	3,236
要介護4	12,247	1,225	2,450	3,675
要介護5	13,710	1,371	2,742	4,113

加算

(1回あたり・単位円)

種類	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算 Ⅰ	418	42	84	126
介護職員処遇 改善加算Ⅱイ	基本サービス費 に各種加算減算 を加えた総単位 数の(115/1000) ×地域区分単価	利用料－{利用 料×0.9(1円未 満切り捨て)} ＝1割負担	利用料－{利用 料×0.8(1円未 満切り捨て)} ＝2割負担	利用料－{利用 料×0.7(1円未 満切り捨て)} ＝3割負担

減算

(1回あたり・単位円)

種類	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
送迎減算	-491	-50	-99	-148

- ・料金の計算過程における端数処理により実際の請求額と異なる場合があります。
- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画書に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。発行されたサービス提供証明書と領収書を保険者介護保険窓口を持参すると、9割分又は8割分又は7割分が返還されます。

(2) 介護保険給付対象外サービス

○食費

食事サービスを受ける方は、材料費の実費として、昼食代 600 円/1 食・おやつ代 100 円/1 回が必要となります。

○おむつ代

おむつを使用される方は、おむつ代の実費が必要となります。

○事業の実施地域外の送迎費

2－(4)の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、1 kmあたり 35 円の送迎費が必要となります。

○その他の費用

通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様の負担が適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

○キャンセル料

急なキャンセルがあった場合については、前日の 17:00 までに連絡がない場合、昼食代相当額を負担して頂きます。

(3) 利用料等のお支払方法

お引き落としとなっております。

その他のお支払い方法についてはご相談ください。

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

介護保険法及び関係法令に基づき、高齢者の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活が出来るようにサービス提供し支援することを目的とします。

(2) その他

事項	内容
地域密着型 通所介護計画書の作成	当事業所の管理者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の要望を踏まえて、地域密着型通所介護計画書を作成します。
従業員研修	年6回、技術から制度・接遇の研修を行っています。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者	野澤 美香
	ご利用時間	8：30-17：30
	ご利用方法	電話（0465-43-9859） 面接（当事業所相談室） ご意見箱（エントランスに設置）
小田原市高齢介護課	住所	神奈川県小田原市荻窪 300
	電話	0465-33-1827
	ご利用時間	8：30-17：15（土日祝年末年始を除く）
神奈川県 国民健康保険団体連合会	住所	神奈川県横浜市西区楠木町 2 7 - 1
	電話	045-329-3447
	ご利用時間	8：30-17：15（土日祝年末年始を除く）

6 事故発生時における対応方法

- ・当事業所は、通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及びご家族に連絡を行うとともに、利用者に対して応急措置、医療機関への搬送等必要な措置を講じます。
- ・発生した事故は、内容によっては基準に基づき、保険者、居宅介護支援事業者への報告を行います。
- ・前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、当事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、当事業所に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- ・前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額又は支払いが生じない場合があります。
- ・介助中ではないご自身での転倒・転落については損害を補償されない場合があります。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画書を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	（ ）
	住所	
	電話番号	

8 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める当施設のマニュアルにのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める年2回の防災訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	屋内消火器	2	自動火災報知機	一式
	誘導灯	一式		
	直火災通報装置	一式		

9 ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施し、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、各関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

10 身体拘束

事業者は、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者様及びそのご家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

11 虐待防止の措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者：野澤美香
-------------	----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12 衛生管理等

- 1 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- 2 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 3 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

1 5 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ・事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ・事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
------------------------	--

個人情報の保護について	・事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ・事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
-------------	---

1 6 サービス利用に当たっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- ・施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1 7 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—